

令和元年度意匠法改正のポイント

~ 建築物の外観、内装の意匠について~

1. 概略

従来、建築物については、例えば、「組立て家屋」、「組立て店舗」のような有体物である動産として扱われる物品のみ意匠登録が可能でした。

これに対し、今回の法改正によって、橋梁等の土木構造物を含む建築物全般が意匠登録の対象となりました。また、内装については、自動車の内装程度までが登録可能であったところ、改正後は、店舗等の内装が意匠登録の対象となりました。

2. 建築物等の保護範囲

建築物:土地の定着物であり、かつ、土木構造物を含む人工構造物であるもの

複数の棟からなる学校、病院やコンビナートなどのプラント設備も一つの意匠として登録 を受けることができます。

地形を主たる要素とすることからゴルフコースは意匠登録を受けることができません。

内装 : 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾

内装の意匠は、家具や什器などの複数の構成物品等から構成されるもので、一意匠一出願の例外として、登録が可能です。ひとつの空間と認識できる範囲が一意匠と捉えられます。 登録を受けたい範囲を限定して部分意匠として登録を受けることもできます。

内装の要素として照明が用いられる場合、照明によって照らし出される空間のコントラスト等も審査及び権利の範囲とされます。

3. 審査について

(1) 観察方法

「建築物の意匠の観察にあたっては、建築物の外部については人が地面に立った視点での肉眼による観察を、内部については通常の利用状態における肉眼による観察を基本としつつ、建築物の一部に接近した視点で細部を観察するなど、一の視点に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。」(意匠審査基準第IV部第4章6.2.2)

(2)物品名について

「意匠に係る物品」の欄には、用途及び機能が特定できるように記載する必要があります。「ホテル客室の内装、兼、病室の内装」のような記載は、複数の用途が記載されているため、二以上の意匠を包含したものとして取り扱われます(拒絶理由に該当する)。

(3) 内装を構成する物品が動く場合

内装を構成する各物品は常時一定の配置であり続けるものではないため、一の用途及び機能に基づいて、形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装の意匠として取り扱われます。

例えば、以下の例では、ベッドを展開した状態とベッドを壁面に収納した状態とが表されているが、 当該変化の前後を含めて一の意匠として審査が行われます。



【意匠に係る物品】:貸しオフィス用休憩室の内装

【意匠に係る物品の説明】: 本願意匠は貸しオフィスの休憩室の内装であり、利用者が仮眠 するための可動するベッドを有する。ベッドを使用しない際は壁面に格納できるため、オフィス内 のスペースを効率的に利用できる。



※意匠審査基準 第IV部 第4章 4.3 より抜粋

4. 国際比較

・建築物の外観が意匠登録可能か

日本	米国	欧州	中国	韓国
0	0	0	0	×

内装が意匠登録可能か

日本	米国	欧州	中国	韓国
	0	0	×	×

今回の改正により、建築物の外観、内装の保護について、日本も欧米と同等の状況となりました。

5. 注意点

建物の内装が意匠登録を受けられるようになったことが、米国等で規定されるトレードドレスの保護 と同義に捉えることはできません。

什器の配置に特徴のある内装の意匠登録を受けたとして、当該内装と実質的に同一の内装による第三 者の営業があったとしても、出所識別機能等を論じることにはならないため、商標的損害が認められる ものではないといえるためです。



~画像意匠の保護について~

1. 概略

従来、意匠法で保護される画像は、物品又は当該物品の使用の際に同時に用いられる物品に表示される画像であって、その物品に記録されている場合にのみ保護対象となっていました。このため、例えば、サーバに記憶されている画像や、物品又は当該物品と同時に使用される物品以外に投影される画像は、保護対象外でした。

これに対し、今回の法改正によって、物品に記録・表示されているか否かに関わらず、画像の意匠が 意匠法の保護対象に含まれることになりました。

2. 新たな画像の意匠の規定

(1) 意匠法によって保護される意匠

今回の法改正によって、以下の(a)の画像意匠が新たに保護を受けられるようになりました。(b)は改正前から保護されていた意匠です。

- (a) 物品から離れた画像自体として保護を受ける方法(画像意匠)
- (b) 物品の表示部に表示された、物品の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法

(2) 画像意匠として意匠登録を受けるための要件

画像意匠は、意匠に係る画像が、機器の操作の用に供されるもの(下記図1 (a))または機器が機能を発揮した結果として表示されるもの(下記図1 (b))である場合に、意匠登録を受けることができます。

なお、画像のデータがどこに記憶されているか、画像がどこに表示されるかは、登録の要件として問われません。

機器の操作の用に供される画像の例



「商品購入用画像」 (ウェブサイトの画像)



「アイコン用画像」 (クリックするとソフトウェアが 立ち上がる操作ボタン)



機器がその機能を発揮した結果として表示される画像の例

「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」 (※投影された画像)

図1 (a) 図1 (b)

※意匠審査基準 第IV部 第1章 3.1 より抜粋

(3) 意匠法によって保護されない画像

改正後であっても、従来と同様、映画やゲーム画面を表した画像(いわゆるコンテンツ画像)は、意 匠法の保護を受けることができません。

(4)組物の意匠

組物全体として統一がある場合、組物の意匠の要件を満たすのであれば、(1)画像と画像からなる 組み物の意匠、画像と建築物からなる組物の意匠(下図事例1)、画像と物品からなる組物の意匠(下 図事例2)も登録が認められます。

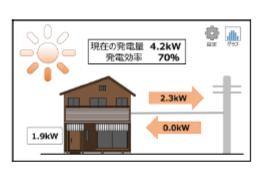


【事例1】一組の建築物

太陽光発電パネル付き家屋

発電量表示用画像





【意匠に係る物品の説明】 この意匠は、太陽光発電パネル付き家屋と発電 量表示用画像により構成されるものである。【画像 図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、 消費量及び売電状況を表示させるものである。

【事例2】一組の運輸機器セット 乗用自動車

乗用自動車用情報表示画像





【意匠に係る物品の説明】 この意匠は、乗用自動車と、乗用自動車用表示画 像により構成されるものである。【画像図】に表した画 像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示 させるものである。

※意匠審査基準 第IV部 第3章 3.3.1 より抜粋

3. 審査上の注意点

物品の表示部に表示される画像の類否判断では、画像の用途及び機能に加えて、物品全体の用途及び機能も考慮して対比されます。

一方、改正によって保護対象となった画像意匠(画像自体の意匠)では、画像の用途及び機能は考慮される一方、その画像が表示される物品等の機能及び用途は考慮されません。

例えば、以下の事例3では、商品を選択するか、会議室を選択するか、といった違いがありますが、 この違いは類否判断においては考慮されず、いずれも情報を表示させる指示を与えるものであるという 点で共通することから、両意匠の用途及び機能が類似するとして新規性や先願の判断の引例となりえま す。

同様に、事例4では、入退室管理のパスワード入力画像であるか、電話番号入力画像であるか、といった違いがありますが、この違いは類否判断においては考慮されず、いずれも数値を入力するものである点で共通することから、両意匠の用途及び機能は類似するとして新規性や先願の判断の引例となりえます。

【事例3】

公知意匠



「商品在庫確認用画像」

(説明)

複数の縦長四角形状部は、商品の種類を表した**商品選択ボタン**であり、押すことで当該商品の在庫数を表す画面が表示される。

出願の意匠

【画像図】



【意匠に係る物品】会議室予約用画像 【意匠に係る物品の説明】(略)複数の縦長四角形状 部は各会議室を表した**会議室を選ぶための図形**で あり、<u>ここをクリックする</u>ことで当該会議室の予約状況 を表す画面が表示される。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「商品在庫確認用画像」と「会議室予約用画像」とは、選択の対象が商品であるか、会議室であるかとの点において異なるが、複数の選択肢から一つを選択し、その情報を表示させる指示を与えるものである点で共通することから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

【事例4】

公知意匠



「入退室管理用パスワード入力用画像」

出願の意匠

【画像図】 1 2 3 4 5 6 €-F 7 8 9 切断 * 0

【意匠に係る物品】電話番号入力用画像 【意匠に係る物品の説明】(略)画像図に表され た画像は、通話する際の電話番号を入力するた めのものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「入退室管理用のパスワード入力用画像」と「電話番号入力用画像」とは、入力の対象がパスワードであるか、電話番号であるかとの点において異なるが、いずれも数値を入力するものである点で共通することから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

※意匠審査基準 第IV部 第1章 6.2.2.1 より抜粋



~関連意匠制度の変更について~

1. 概略

従来は、(1)関連意匠は、本意匠の出願日後、本意匠の意匠登録公報の発行日前まで出願が可能、

- (2) 関連意匠にのみ類似する意匠は、関連意匠として出願ができない、という制度でした。
- 法改正によって、(1)関連意匠は、本意匠の出願日から10年を経過する日前まで出願が可能、
- (2) 関連意匠にのみ類似する意匠を関連意匠として出願が可能、という制度に変更されました。

2. 新たな関連意匠制度の説明

(1) 関連意匠の出願可能期間と存続期間について

意匠出願人は、自己の意匠出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(本意匠)に類似する意匠(関連意匠)については、当該関連意匠の意匠登録出願の日が、その本意匠の意匠登録出願の日以後であって、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前までである場合に限り、先後願の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができます(意匠法第10条第1項)。

ただし、関連意匠の設定登録の際に、本意匠の意匠権が消滅、無効、放棄されている場合には、関連 意匠の登録を受けることはできません(同項但書)。

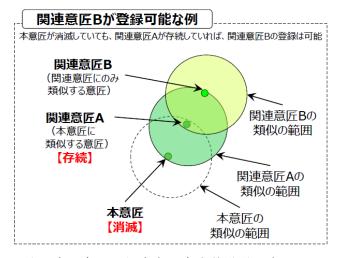
関連意匠(後述の関連意匠にのみ類似する関連意匠も同様)の意匠権の存続期間の満了日は、基礎意匠の意匠登録出願の日から25年です(意匠法第21条第2項)。

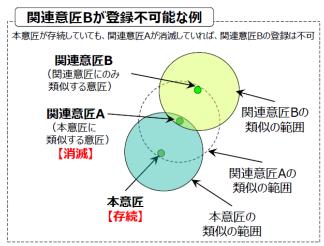
(2) 関連意匠にのみ類似する意匠の出願

関連意匠にのみ類似する意匠であっても、当該関連意匠を本意匠とみなして、最初の本意匠(基礎意匠)の出願から十年を経過する日前までの出願であれば、意匠登録を受けることができます(意匠法第10条第4項)。

この場合、例えば、下図の左側の例のように、基礎意匠が消滅していても、基礎意匠の出願の日から 十年を経過する日前に意匠登録出願を行い、関連意匠Aが存続していれば、当該関連意匠Aにのみ類似 する意匠を新たな関連意匠Bとして登録することが可能です。

一方、右側の例のように、基礎意匠が存続していても、関連意匠Aが消滅している場合には、関連意匠Aにのみ類似する意匠Bは、関連意匠として登録を受けることはできません。





※特許庁 令和元年度意匠審査基準説明会テキスト より抜粋

以上

(注) 本資料に記載されている文章の無断転載を禁止致します